

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年5月31日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか40名
自民党市議団，公明党市議団，
国民・みらい市議団，無所属(大西)，
無所属(豊田)，無所属(やまづ)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，財務大臣 宛て

京都市会議長 名

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

また、地方公務員をはじめ、公的サービスを担う人材に限られる中で、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要もある。

必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保することが地方財政計画の役割であることから、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もった中での確立が必要である。

よって国におかれては、下記の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援、地域医療の確保、介護支援の充実、生活困窮者への自立支援、国民健康保険など、社会保障のニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 住民の命と財産を守る防災・減災事業において、自治体庁舎をはじめ、公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、人口増減での自治体の行財政運営に支障が生じないように、地方交付税の算定の在り方を引き続き検討すること。
- 4 地域間での財源の偏在性を是正するため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進め、同時に各種税制の廃止や減税の検討の際は、自治体財政に与える影響を十分に検証したうえで、代替財源の確保をは

じめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

5 地方交付税の原資の確保は、臨時財政対策債に過度に依存せず、対象の国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）への法定率の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。